

事務連絡
令和4年5月31日

土砂災害警戒区域等に関わる相談者の皆様へ

東京都南多摩東部建設事務所
副所長兼工事課長

土砂災害警戒区域で行う対策工事等の相談予約について

日頃より、当所管内の事業にご協力いただき、お礼申し上げます。

当所では土砂災害警戒区域における対策工事等の相談について、下記のとおり対応しております。函面等を用いた対面相談は予約制です。必ず事前に問い合わせ先までご連絡いただき、日程を予約の上、ご来庁ください。

ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 相談窓口の開設日時について

□対面相談：月曜日、水曜日、金曜日の午前中（9時から12時まで）※予約制

※受付順に対応しており、検討に時間を要するものについては相談を頂いてから概ね1週間を目途に回答いたします。

□電話相談：平日の9時から16時まで（12時～13時は昼休憩）

2. 相談を受ける内容について

□相談者が行う対策工事により、土砂災害警戒区域等がどのように変わるのかを確認します。

※当所から対策工事の内容について指導を行うものではありません。

□事前に確認する内容、相談時に準備する資料等は裏面をご確認ください。

3. 問い合わせ先

南多摩東部建設事務所 工事課 河川設計担当 電話 042-720-8671

以上

土砂災害警戒区域で行う対策工事等の相談に関する事前準備

1. 区域の確認

「土砂災害警戒区域等マップ」で警戒区域（イエローゾーン）と特別警戒区域（レッドゾーン）の位置を確認してください。建物を建てる場所がレッドゾーンにかかる場合は土砂対策工事が必要です。

東京都の土砂災害警戒区域等はホームページで確認できます。

<http://www2.sabomap.jp/tokyo/>

2. 土砂対策工事の内容

東京都都市整備局ホームページで以下の資料をご確認ください。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/dosya/index.html>

- a. 土砂災害防止法による特定開発行為の許可等に関する審査基準
- b. 土砂災害防止法特定開発行為に係る技術指針

3. 相談時に用意する資料（図面はA3判でお願いします。）

①土砂災害特別警戒区域線証明の写し

- ※1. 区域線証明の窓口：当事務所2階 管理課河川管理担当
- ※2. 区域線証明は申請から証明まで約2週間が必要

②造成計画平面図、造成計画断面図（縮尺 1/1000 以上）

- ※1. 平面図、断面図には警戒区域、特別警戒区域の範囲を図示のこと
- ※2. 断面図には現況断面と計画断面を重ねること
- ※3. 断面図は敷地の両端と断面の変化点で作成すること

以下は、待ち受け擁壁や法面对策施設などを設置する場合に必要な資料です。

③対策工事等平面図、対策工事等断面図（縮尺 1/1000 以上）

④対策施設構造図（縮尺 1/200 以上）

⑤構造計算書、維持管理計画書

- ※1. 様式等は上記2. a. の審査基準を参考に作成のこと
- ※2. 町田市内の特定開発許可申請には「事前協議完了通知書」が必要

以上